



安積の歴史シリーズ



第30回 近代 国営の安積開墾と開墾状況

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



開墾の状況

政権を確立した明治政府は、欧米の産業政策を取り入れ日本の近代化政策を計った。安積開拓にも西洋の農法を取り入れている

各開発地に移住した入殖者の開墾状況は以下のとおりである⁽¹⁾。大蔵壇原・対面原に入殖した久留米開墾社は596町余の開墾地が与えられたが、そのうち、明治21年までに開墾できたのは239町余歩（1戸あたり1町6反余）である。広谷原に入殖した鳥取開墾社は163町余のうち113町余（1戸あたり1町6反余）、高知開墾社は189町余のうち121町余（1戸あたり1町7反余）を開墾した。対面原に入殖した岡山移住人は23町のうち18町余（1戸あたり4町5反歩）、若松開墾人（春日土佐介）は1町3反、棚倉開墾社は30町余のうち29町余（1戸あたり1町1反余）、二本松協力組は12町余（1戸あたり1町1反余）を開墾した。山田原に入殖した高知協力組は99町余のうち53町余（1戸あたり1町5反余）、牛庭原に入殖した愛媛開墾人・静岡開墾人は35町のうち32町余（1戸あたり1町8反余）、大槻南原に入殖した若松開墾人は26町余のうち21町余（1戸あたり1町6反余）、塩ノ原に入殖した同開墾人は21町余のうち

15町余（1戸あたり1町1反余）、桑野村に入殖した米沢開墾人（石井貞廉）は7町余のうち5町余、四十壇原に入殖した東北開墾社は28町余のうち25町余（1戸あたり2町5反余）、青田原に入殖した二本松開墾社は62町余のうち27町余（1戸あたり2町7反余）を開墾した。

安積開墾に入殖した500戸は、明治21年までの数年で、850町余（田301町余・畑549町余）を開墾した。

西洋農具を使う

入殖した元士族は「刀を鋤に持ち替えて」と自ら鋤を持って開墾したと言われている。しかし、刀を鋤に持ち替えただけで数年の間に850町も開墾できたのであろうか。

明治12年10月6日に久留米開墾社の森尾茂助・太田茂は、福島県令山吉盛典に西洋農具と馬、馬耕教授人の貸与を願い出た。願書には「大蔵壇原の原野80余町歩を人力のみで開墾しては、空しく歳月を費やし、成功の緩延することを恐れ、人力を省き馬耕をもって開墾」したいと、人力で開墾しては年月を費やすのみなので、2頭立馬耕器械と西洋農具を2組ずつ貸与し、移住人の中からし

かる者に馬耕法を習わせるので、馬耕法を教授する者も添えて貸し渡すようお願い出た⁽²⁾。願書は福島県令から伊藤博文内務卿に提出され許可された⁽²⁾。政府が貸し出した西洋農具は第1表のとおりである⁽²⁾。6頭牽犁・3頭牽犁と馬、それに付随する農具と西洋農具である。また、明治政府は馬耕法を教える伝授人として、熟練者である遠藤卯七郎と山口定次郎を派遣した。両名は下総牧羊場から馬6頭を牽き、明治13年1月28日に開墾地に到着した。久留米開墾社では、馬耕者として西田七蔵・西村伊平・篠原久七の3人を入殖させていた。西田七蔵は明治11年11月12日に、萩尾三郎

等と供に最初に入殖し、西村伊平・篠原久七は同12年9月に入殖している。久留米開墾社は当初から西洋農具を用いた開墾を考慮しており、そのためすでに馬耕者を入殖させていたのである。

元岡山士族である小松（日置）健太郎は、明治13年9月4日に開墾にかかる人力と費用を省くため、西洋農具の棒立2輪馬車（1個）・2輪馬車具（1個）・米木製齒耙（1個）・58番プラオ（2個）・3本爪ホーク（3個）、3頭曳^{ひき}ホイプツリー（2個）の拝借と、西洋農具を扱う教師の派遣を願い出た。明治政府は同月22日に許可し、教師として山内勇蔵を派遣した⁽³⁾。

高知開墾社は、明治14年12月9日に西洋農具の拝借を願い出て、6頭牽犁（2挺）・3頭牽犁（1挺）・米国形齒耙（2挺）・2軸馬車（1輛）等26品が許可され、馬耕伝授人（教師）として山本平十郎が派遣された⁽⁴⁾。

二本松開墾社は、未だ入殖していない明治13年10月22日に、青田原を開墾するにあたり「僅少の金力等をもって茫々たる原野を開くには、幾多の日数を費やすも計りがたく」として、英米折衷プラオ（2個）・4本爪ホーク（5本）・3頭曳皮馬具（2組）・3頭曳麻馬具（2組）等の西洋農具17品の拝借を願い出て、同14年6月8日に許可された⁽⁵⁾。

人夫を雇う

西洋農具を用るだけでなく、人夫を雇い開墾や植付をしている。開墾に携わった者は次のようである。

久留米開墾社の明治14年の作付面積と作物は第2表のとおりである⁽⁶⁾。稲3町、陸稲20町、麦30町、

第1表 久留米開墾社が拝借した西洋農具

農具名	数量	農具名	数量
6頭牽犁	2	鑿	2
3頭牽犁	2	頭環皮	15頭分
齒耙	2	双角	15頭分
麻馬具	15頭分	2輪馬車鞍	3頭分
馬耙馬具	3頭分	4輪馬車鞍	4頭分
畦截犁	2	丸低	1
筋立器	1	耕犁土落	2
耕草鋤	2	ホーレーキ	5
剪草器	2	ヒツキマトツク	2
復鍬鋤	2	ワーレンキホー	2
単鍬鋤	3	ガーテパロー	2
鶴嘴鋤	6本	ピツキ	2
馬耙	1	ロングマトツク	2
2輪馬車	3輛	バツコホック	2
4輪馬車	2輛	レーキ	2
三又	12	マニユアホーク	2
四又	18	アクス	2
方形鍬	6	58番プラオ	3
円形鍬	6	ソプリーイルプラオ	3
截稿器	1	ガーデンプラオ	3
犁刀	6本	コーンセーラ小	2
1頭牽衝	2	サイス	5
2頭牽衝	2	ホー	5
3頭牽衝	3	ホストホールデガー	2
螺旋廻	2	ウヒスチールプラオ	2
呼出革	6頭牽犁・3頭牽犁に用る分		

第2表 久留米開墾社の作付面積と人夫数

種類	面積	培養品	同料	人夫	人夫賃	収穫	雑費	金額計
稲	3町	人糞・石灰・油滓	75円	360人	79円20銭	24石	30円	184円20銭
陸稲	20町	油滓・人糞・土肥	600円	2,400人	528円	140石	200円	1,328円
麦	30町	油滓・人糞・土肥・厩肥	900円	3,000人	660円	270石	240円	1,800円
粟	15町	油滓・人糞・土肥・厩肥	450円	1,650人	363円	120石	180円	993円
桑	10町	鶏糞・土肥・厩肥	350円	1,100人	242円	200貫目	100円	692円
蕎麦	10町	人糞・土肥・厩肥	300円	1,000人	220円	80石	110円	630円
合計	88町		2,675円	9,510人	2,092円20銭	634石200貫目	860円	5,627円20銭

粟15町、桑10町、蕎麦10町を植付し、収穫は稲24石、陸稲140石、麦270石、粟120石、桑200貫目、蕎麦80石であった。注目されるのは、述べ9,510人の人足を使い、2,092円20銭の人夫賃を払っていることである。

岡山士族の作付面積と作物は、陸米と蕎麦が2町ずつ、稗えんぱくと燕麦とうもろこしが3町ずつ、苳豆と玉蜀黍を2町ずつ作付した。収穫は刈豆400貫、玉蜀黍3石であった。植付に人夫を述べ129.4人を雇っている⁽⁷⁾。

高知開墾社の明治15年の作付面積と作物は、麦7反、蕎麦1町1反、豆1反、菜種1畝、野菜5反の2町4反余である。収穫は、蕎麦は作付が遅れたため1石3斗であり、野菜は大根が9,000本、芋7升、白川菜28束であった。麦・豆・菜種の収穫はなかった。麦等2町余を作付するのに、人夫を述べ1,003人を雇い、401円20銭の人夫賃を払っている⁽⁸⁾。

棚倉開墾社の明治14年の作付面積と作物は、陸稲わかと蕎麦を1町5反歩ずつを植付した。収穫は記載されてないが、植付に述べ180人の人夫を雇い、54円の人夫賃を払っている⁽⁹⁾。

二本松開墾社の明治14年度の作付面積と作物は、夏蕎麦1町歩、玉蜀黍1反余、馬鈴薯ぼれいしょ（じゃがいも）6畝、英種燕麦と陸稲3反余ずつ、琥珀甘藷こはくかんしょ（さつまいも）4反、粟2反、稗1反、黍きび1反余、刈豆2反余、小豆1反、大根2反、秋蕎麦1町余、小麦3町、大麦2反余である。これらの植付に人夫を述べ244人を使っている⁽¹⁰⁾。

鳥取開墾社では、明治16年9月16日に開墾面積や作物及び人夫等を福島県勸業課に報告している⁽¹¹⁾。それによると、近藤是時は明治14年に開墾地3町余を渡され、1町5畝歩を開墾した。開墾に人夫を述べ90人と、家族の者を述べ80人を使っている。また、水稻1反5畝、大豆6畝、小豆3畝、粟6畝、馬鈴薯7畝、大根3畝、蕎麦2畝、野菜4畝、桑5畝を植付し、植付に人夫を述べ42人、家族の者を述べ42人を使って植付した。さらに、近村の農家より田2畝歩を借り小作し、小作は家族の者述べ6人で行っている。開墾・植付・

小作に人夫90人と、家族の者121人を使い、人夫賃27円を払っている。鈴木小一郎は明治15年6月に開墾地3町余を渡され、6反3畝歩を開墾した。開墾に人夫を63人と家族32人を使っている。また、水稻1反5畝、陸稲1畝半、大豆2畝半、粟6畝、馬鈴薯2畝、大根2畝、蕎麦3畝、野菜5畝を植付し、植付に人夫10人と、家族24.5人を使っている。さらに、近村の農家より田2畝歩を借り小作し、人夫6人を雇っている。開墾・植付・小作に人夫を79人、家族を56人使い、人夫賃23円70銭を払っている。

鳥取開墾社社員の人夫と家族の述べ人数を表にしたのが第3表である⁽¹²⁾。開墾社社員の大部分は、人夫と家族で開墾している。人夫だけで開墾している者は山本保次等12戸で、家族だけで開墾している者は戸崎義重等10戸である。

また、植付は大部分が家族だけで行っているが、鈴木小十郎・今井鉄太郎等16戸は人夫と家族で植付し、美田勝治は人夫だけで行っている。また、坪内元彦・豊田知貞・今井次郎・坪内元暁は開墾ただけで植付はしなかった。

小作をしている者は34戸で、その他は佐々木利十の1戸である。小作は水田で面積は2畝から3反歩であるが、2畝から3畝歩の者が多い。多くは家族だけで植付している。鈴木小十郎等8戸は人夫だけで、坂井文平等8戸は人夫と家族で小作している。

佐々木利十は安積郡八山田村の者であったが、老農（農業指導者）として鳥取開墾社の社員に加えられた。そのため、八山田村に田を5反歩所有している。田の植付に人夫50人を雇っている。

このように、明治16年頃までは、開墾・植付・小作に人夫と家族で行っていたが、第3表のように、20年になると農業従事者に変化がみられる。20年には大部分が家族だけで行っているのである。人夫を雇っている者は、須澄利許が45人、成瀬政成65.5人、坪内元興11人、村上巖30人、斎藤清次7人、深尾政次郎27人、瀧勝知10人、大島和理45人、水谷牧衛20人、石尾智3人、佐々木利十30人、

第3表 鳥取開墾社員の開墾・植付・小作に用いた労働人数

名前	明治16年8月までの開墾面積	開墾		種蒔・手入		小作・その他			合計			明治20年の人夫人数
		人夫 人	家族 人	人夫 人	家族 人	面積	人夫 人	家族 人	人夫 人	家族 人	合計 人	
近藤 是時	1町5畝歩	90	81		42	2畝		6	90	129	219	
鈴木 小十郎	6反3畝歩	63	32	10	24.5	2畝	6		79	56.5	135.5	
遠藤 庄助	7反歩	90	18		34	5畝		15	90	67	157	
山根 綱次郎	6反8畝歩	36	68		18	2畝		6	36	92	128	
石井 元次郎	1町1反4畝歩	90	97.5	55	31	7畝		21	145	154.5	299.5	
坂井 文平	6反6畝歩	27	73	8	35	5畝	2	13	37	121	158	
山本 保次	5反歩	72			12	3畝		4	72	16	88	
広江 吉治	7反歩	54	54	20	25	5畝	12	3	86	82	168	
須澄 利許	6反7畝歩	86	18		21	2畝		6	86	45	131	45
金井 武治郎	7反5畝歩	18	152		13.5				18	165.5	183.5	
成瀬 政成	1町4反1畝4歩	163.15	20.15	55	41	5畝	15		233.15	61.15	294.3	65.5
大石 信也	8反歩	60	68		29				60	97	157	
坪内 元興	1町6反歩	250	25	52	49	3畝3歩	10		312	74	386	11
坪内 元彦	7反歩	100	28.5						100	28.5	128.5	
村上 巖	1町6反5畝歩	201	83	27	87		19	56	247	226	473	30
荒木 喜太郎	1町2反歩	198			51	3畝3歩	10		208	51	259	
高木 要三郎	1町3反歩	18.3			47	2畝		5	18.3	253.6	271.9	
戸崎 義重	9反歩		146.4		56.6	2畝		5		208	208	
高木 莊平	6反5畝歩	36.6	64.2		37.5	3畝		4	36.6	105.1	141.7	
中原 兵市	6反歩		91.6		22.5	1反10歩		4		118.1	118.1	
今井 善次郎	6反5畝歩		100		36	1反10歩		10		146	146	
住尾 孝市	6反5畝歩		106		11.8	2畝		7		119.4	119.4	
伊藤 清	4反歩	73.2			9.5				73.2	9.5	82.7	
太田 里	3反歩		36.6		4					40.6	40.6	
尾坂 莊八	1町3反5畝歩	67.7	161		80	3畝		4	67.7	245	312.7	
杉村 喜一郎	7反歩	18.3	91.5		58.6				18.3	150.1	168.4	
田牧 金六	1町2反歩	73.2	128.1		32	4畝	15		88.2	160.1	248.3	
福田 龜十郎	9反歩		146.6		45					191.6	191.6	
野村 兵三郎	7反2畝歩		113		43.3	反畝		10		163	163	
吉田 忠治	7反4畝歩	117.1			36	1反10歩		10	117.1	46	163.1	
古川 金市	8反3畝歩		133.5		156.8	2反2畝		13.2		303.5	303.5	
松下 節巳	7反7畝歩	45.7	82.3		39.5	1反10歩		10	45.7	131.8	177.5	
豊田 知貞	1町5反6畝歩	46	132						46	132	178	
馬場 利貞	1町5反6畝歩	46	110	5	35	2畝		2	51	147	198	
近藤 宗民	1町5反6畝歩	46	110		23.5				46	133.5	179.5	
片岡 九ノ平	1町5反6畝歩	85	71		6				85	77	162	
佐々木 猪ノ太	1町5反6畝歩	65	91		8.5				65	99.5	164.5	
斎藤 清次	9反5畝歩	155.8		2	49.13	3畝	9		166.83	49.13	215.96	7
広江 一清	9反5畝歩	91.1	64		71.6	3畝	3	6	94.65	141.7	236.35	
田中 稲八	1町3反歩	72	144		92.5				72	236.5	308.5	
杉本 六三郎	9反5畝歩	90	99		60.65				90	159.66	249.66	
美田 勝治	7反歩		109.998	13.5					13.5	109.998	123.498	
美田 豊	1町8反歩		311.661		41.25					352.91	352.91	
内山 正美	1町2反歩	110	91.663		65				110	156.663	266.663	
深尾 政次郎	7反5畝歩	100	17		30.5				100	47.5	147.5	27
瀧 勝知	8反歩	108	18		25				108	43	151	10
大島 和理	8反5畝歩	100	35	20	16				120	51	171	45
田中 水勢	5反7畝歩	83.15		3.5	20	3畝	9		95.65	20	115.65	
今井 鉄太郎	1町6反歩	200	75	71	20	1反8畝3歩	24	5	295	100	395	
今井 次郎	8反2畝歩	100	50.3						100	50	150	
永谷 牧衛	1町2反歩	201		40	41	3畝	9		250	41	291	20
坪内 元暁	8反歩	128.5							128.5		128.5	
石尾 智	9反歩	131		30	35	2反1畝3歩	17	4	178	39	217	3
吉川 節	1町3反歩	383		40	57.5	2反1歩	8	57.5	431	115	546	
佐々木 利十	9反5畝歩	155.8		31	58.8	5反畝	50		236.8	58.8	295.6	30
安田 重継	6反2畝歩	73.333	22		15	3反	10	20	83.333	57	140.333	
遠藤 捨藏	(1町歩)											10
遠藤 保	(1町1反歩)											6

明治17年に入殖した遠藤捨蔵10人、遠藤保6人である。人夫を雇っている者は13戸で、他は家族だけで植付している。

明治16年と比較すると人夫を雇っている者も、人夫の人数も大幅に減少している。政府から貸与された開墾補助費・増開墾費がなくなると、人夫を雇うことができなくなり、家族だけで植付するようになったのである。

開墾補助費・増開墾費等の貸与

入殖者には、明治政府から開墾補助費、増開墾費のほかに開墾地、旅費、家作費、肥料代等が支給された。旅費は返済を要しないが、開墾費・増開墾費・家作費・肥料代は返済を必要とした。

開墾地は、戊辰戦争後、まぐさば 秣場・かやば 萱場・山林等の共有地は国の所有地となっていたため、福島県が政府に開墾地の払い下げを願い出て、国の許可を得て開墾者に配分された。開墾が完了すると開墾者の所有地となった。

開墾補助費は、入殖者1戸あたり126円（1円は現在の約5万円）が貸与された。返済は、貸与の年月より5カ年間の据え置き、無利子の15年賦返済である⁽¹²⁾。

増開墾費は、明治14年7月1日に久留米開墾社の率先100戸に、1戸につき150円を貸与したが、他の入殖者には1戸あたり100円である。増開墾費は、食料・種苗・肥料の購入や、農業に必要な物、農馬の購入代や厩舎建築費の補助として貸与した。返済は、貸与した月より起算して20年間の据え置き、無利子の15年賦返済である⁽¹²⁾。

旅費は、入殖を許可された者とその家族に支給されたが、20里以内からの入殖者には支給されなかった。支給額は水陸を問わず全て陸路の里数で計算され、1日10里として、大人は1日60銭、7歳以下2歳以上の子供は1日30銭、2歳以下の小児には支給されなかった⁽¹²⁾。

久留米から郡山駅または開成山まで400余里あり40日か41日、高知からは30日か31日、鳥取からは26日を要した。久留米開墾社の森尾茂助は大人

3人で入殖したので72円⁽¹³⁾。高知開墾社の大島義晴は大人4人と子供1人で入殖したので51円⁽¹⁴⁾。鳥取開墾社の今井鉄太郎と坪内元興は、大人4人と子供1人で入殖したので70円20銭ずつ支給された⁽¹⁵⁾。

肥料代は、明治21年9月17日に許可され、総額で8,070円19銭が支給された。肥料代は希望者に貸与された。返済は21年7月より同26年6月まで5カ年の据え置き、同年7月より36年まで無利子の10年賦返済である。しかし、開墾面積が2町歩以上の者に20円、1町5反以上の者に15円、1町歩以上の者に10円の貸与、1町歩以下の者には貸与しないなどの制限があった⁽¹⁶⁾。

このように、入殖者は人力や開墾日数を省くため、明治政府から6頭牽犁・3頭牽犁等の西洋農具を借りて開墾し、さらに人夫を雇っているのである。また、田畑の植付に人夫を雇い、人夫や家族で植付している。小作には人夫を雇い、人夫と家族で行っている。明治20年になると人夫を雇う者は減少している。人夫を雇うことができなくなったのである。人夫を雇うことができたのは開墾補助費・増開墾費があるうちで、開墾補助費・増開墾費がなくなると、人夫を雇うことができなくなり、家族だけで行うようになったのである。

註

- (1) 福島県庁文書F 2761
- (2) 福島県庁文書F 2755
- (3) 福島県庁文書F 2767
- (4) 福島県庁文書F 2763
- (5) 福島県庁文書F 2713
- (6) 福島県庁文書F 2758
- (7) 註3
- (8) 註4
- (9) 註5
- (10) 註5
- (11) 鳥取文書C - 7 (旧番号115)
- (12) 註1
- (13) 福島県庁文書F 2755・F 2757
- (14) 註4
- (15) 福島県庁文書F 2765
- (16) 註1